

甲府市議会基本条例
評価・検証結果報告書

令和8年6月

甲府市議会
議会運営委員会

1 議会基本条例の評価・検証について

甲府市議会基本条例は、二元代表制のもと市長等と善政競争し、もって、市民の誰一人置き去りにすることのない社会の実現と市民福祉の向上に寄与することを目的に、令和3年7月より施行となりました。

条例第22条第1項において、「議会は、常に市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案して、この条例の目的を達成するため、議会運営に係る検証及び改善に努めなければならない。」とされております。

本条例が施行されてから4年が経過したところであり、各条文に規定されている内容について、これまでの本市議会の取組と照らし合わせ、現在の到達点を確認し、今後の目標を明確にするため評価・検証を実施しました。

2 評価・検証経過について

委員会開催日	実施内容
令和8年1月30日	議会運営委員会内に議会基本条例を評価・検証する小委員会の設置。
2月19日 (小委員会)	議会基本条例 評価・検証方法の決定。 ※全22条について、1条ごとに評価・検証シートを用いて実施する。
4月3日 (小委員会)	各条文に規定する取組内容の評価・検証を実施。
4月15日 (小委員会)	各条文に規定する取組内容の評価・検証を実施。
4月27日 (小委員会)	各条文に規定する取組内容の評価・検証を実施。
5月14日 (小委員会)	3回の評価・検証結果を基に協議・確認。
6月2日	小委員会による評価・検証結果報告書に基づき、評価・検証を実施。

3 評価・検証結果

評価区分（達成度の評価）	条例数
A 達成 … 概ねその目的を達成した	13
B 一部達成 … 一部その目的を達成	9
C 未達成 … 目的を達成できなかった	0
D 未着手 … 全く取り組んでいない	0

今後の取組（評価実施後の区分）	条例数
1 条文の内容通り今後も取り組んでいく	13
2 条文の内容の達成に向けて、今後の取組を検討する	8
3 条文の内容を検討する	1
4 その他	0

※各条文の評価・検証結果は、次ページ以降のとおりです。

4 総括

議会基本条例の施行後、はじめての評価・検証を実施し、条例全22条は、達成（概ねその目的を達成した）又は一部達成（一部その目的を達成した）との評価結果となりました。

今回の評価・検証結果では、常任委員会及び特別委員会において活発な議員間の討議が行われ、市政に反映できるよう意見集約に向けた取組、開かれた議会を目指し「市民と議会の交流会」の開催により、市民の意見を政策立案につなげていくための取組など概ね目標を達成している一方で、議会政策サイクルの定着に向けた取組や議会基本条例の目的達成に向けた年1回の検証などの取組については、一部達成の評価となったところであり、16項目の今後の課題・検討事項が明確となりました。

今後は、これらの課題・検討事項について、必要な措置を検討し、各条文に規定されている内容の更なる達成に向けて取り組み、甲府市議会基本条例の目的である二元代表制のもと市長等と善政競争し、もって、市民の誰一人置き去りにすることのない社会の実現と市民福祉の向上に寄与していくことを目指してまいります。

5 各条文の評価・検証結果について

第1章 総則

第1条（目的）

この条例は、甲府市自治基本条例（平成19年6月条例第21号）の規定を踏まえ、市民及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と議会との関係並びに議会の機能強化及び持続可能な議会運営に関する基本的事項を定めることにより、二元代表制のもと市長等と善政競争し、もって、市民の誰一人置き去りにすることのない社会の実現と、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

評価結果	A 達成（概ねその目的を達成した）	今後の取組	1 条文の内容どおり今後も取り組んでいく
《評価の理由》			
・ 本条例の目的に沿って市民福祉の向上に取り組んでいる。			
《今後の課題・検討事項》			

第2章 基本原則

第2条（議会の基本原則）

議会は、市民を代表する合議制の機関であり、市の意思決定機関として、その役割を果たすため、市民に開かれた議会を目指し、次に掲げる事項に基づき活動しなければならない。

- (1) 市民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (2) 把握した市民の多様な意見を踏まえ、市政等の調査研究を通じて、議会における政策立案能力等の強化に努めること。
- (3) 意思決定にあたっては、議員間の自由な討議を通じて論点及び争点を明らかにし、合意形成に努めること。
- (4) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民にわかりやすい議会運営に努めること。

評価結果	A 達成（概ねその目的を達成した）	今後の取組	1 条文の内容どおり今後も取り組んでいく
《評価の理由》			
<ul style="list-style-type: none">・市民に開かれた議会を目指し、令和元年度より市議会全体での「市民と議会の交流会」を開始し、令和2年度以降は、開催方法を見直す中で、市民の多様な意見を把握している。・令和5年度より各常任委員会において、調査・研究テーマに沿った「市民と議会の交流会」を開催し、市民の意見を市政に反映させるため、調査・研究及び委員間討議を重ね、政策立案につなげるよう取り組んでいる。			
《今後の課題・検討事項》			
<ul style="list-style-type: none">・引き続き、常任委員会における政策立案能力を高めていく必要がある。			

第3条（議員の活動原則）

<p>議員は、住民から直接選挙で選ばれた公職として、合議制の機関である議会の構成員としての使命を果たすため、次に掲げる事項に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研鑽(さん)によって、市民全体の代表者としてふさわしい活動をする事。</p> <p>(2) 自らの議会活動について市民に対する説明責任を果たす事。</p> <p>(3) 甲府市議会議員政治倫理規程（平成30年6月議会規程第1号）を遵守し、倫理の保持に努める事。</p>			
評価結果	B 一部達成（一部その目的を達成した）	今後の取組	2 条文の内容の達成に向けて、今後の取組を検討する
《評価の理由》			
<ul style="list-style-type: none"> ・議員が市民から選ばれた代表者としての自覚を持ち、市民福祉の向上のために行動することは、地方自治における「基本理念」であり市民の意思を市政に反映させ、市民の代表者として行動することは不偏の使命であるが、甲府市議会議員政治倫理規程を遵守されない事例が発生した。 			
《今後の課題・検討事項》			
<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に倫理に関する研修（コンプライアンス研修等）を実施するなど、引き続き甲府市議会議員政治倫理規程の遵守に向けた取組を行う必要がある。 			

第4条（議員間の自由な討議の原則）

<p>議員は、議会が言論の場であることを認識し、議員間の自由な討議を尊重するものとする。</p> <p>2 議員は、あらゆる会議において、自らの意見を丁寧に述べるとともに、他の意見に対しても真摯に耳を傾けなければならない。</p> <p>3 議長及び委員長は、議員間の討議の結果を議会及び委員会の機関決定として市政に反映できるように、意見集約に努めるものとする。</p>			
評価結果	A 達成（概ねその目的を達成した）	今後の取組	1 条文の内容どおり今後も取り組んでいく
《評価の理由》			
<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会、また特別委員会の委員間討議において、活発な意見交換が行われ、委員会として意見集約ができるよう取り組んでいる。 			
《今後の課題・検討事項》			
<ul style="list-style-type: none"> ・委員間討議については、更なる活発な討議に向け、討議の進め方を研究する必要がある。 			

第5条（会派）

<p>議員は、議会運営の円滑化及び効率化を図るため、理念や政策を共有する者で構成される会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。</p> <p>(1) 議員の議会活動を支援すること。</p> <p>(2) 政策立案及び政策提言並びに議案等の審議及び審査のための調査研究を行うこと。</p> <p>(3) 会派間で相互に協議及び調整を行い、円滑かつ効率的な議会運営に協力すること。</p> <p>3 議会は、会派間の公平性を確保するとともに、会派に所属しない議員の意見が議会運営に反映されるよう努めるものとする。</p> <p>4 議長は、必要があると認めるときは、協議又は調整を行う場として、会派代表者会議を招集することができる。</p>			
評価結果	A 達成（概ねその目的を達成した）	今後の取組	1 条文の内容どおり今後も取り組んでいく
《評価の理由》			
<ul style="list-style-type: none"> ・各会派においては、積極的に調査・研究が行われている。 ・議会運営の円滑化及び効率化に向け、会派代表者会議等が必要に応じて開催されている。 			
《今後の課題・検討事項》			

第3章 市民とともに歩む議会

第6条（情報の公開）

<p>議会は、市民に開かれた議会を目指し、透明性を高め積極的な情報公開を行うため、様々な媒体の活用に努めるものとする。</p>			
評価結果	A 達成（概ねその目的を達成した）	今後の取組	1 条文の内容どおり今後も取り組んでいく
《評価の理由》			
<ul style="list-style-type: none"> ・本会議のライブ中継や録画配信、また市議会だよりの発行、市議会ホームページ、市議会 Facebook による各種議会情報の発信、「市民と議会の交流会」での議会報告会など積極的に市民に情報を提供している。 			
《今後の課題・検討事項》			
<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、様々な媒体の活用を研究していく必要がある。 			

第7条（会議公開の原則）

議会は、市民に開かれた議会運営に資するため、原則として、すべての会議を公開とする。			
評価結果	A 達成（概ねその目的を達成した）	今後の取組	1 条文の内容どおり今後も取り組んでいく
《評価の理由》			
・すべての会議（個人情報等による秘密会を除く）を公開している。			
《今後の課題・検討事項》			

第8条（市民との直接対話の場）

議会は、市民の議会への積極的な参加を促すとともに、政策提案につなげるため、市民との直接対話の場を設けるものとする。			
評価結果	A 達成（概ねその目的を達成した）	今後の取組	1 条文の内容どおり今後も取り組んでいく
《評価の理由》			
・各常任委員会において、市民の意見を市政に反映させるため、調査・研究及び委員間討議を重ね、政策提言につなげるよう調査・研究テーマに沿った「市民と議会の交流会」を開催している。			
《今後の課題・検討事項》			
・「市民と議会の交流会」における意見等を踏まえ、提言した結果や成果（途中経過を含む）について、市民にフィードバックすることが必要である。			

第9条（市民意見の聴取）

<p>議会は、パブリックコメントを有効に活用するとともに、市民からの意見及び政策提言を投書、インターネット等を通じて募集するなど、積極的に市民の意見の聴取に努めるものとする。</p>			
評価結果	B 一部達成（一部その目的を達成した）	今後の取組	2 条文の内容の達成に向けて、今後の取組を検討する
《評価の理由》			
<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護に関する条例制定において、パブリックコメントの実施、また市議会だよりに対する意見募集を行ったが、市民意見はほとんどなかった。 ・山梨学院大学学生による甲府市議会への政策提言発表会を開催し、今後の政策立案の参考としている。 			
《今後の課題・検討事項》			
<ul style="list-style-type: none"> ・市民の意見を効果的に聴取する方法を検討する必要がある。 			

第10条（広聴広報委員会）

<p>議会は、広聴広報機能の充実のため、別に定めるところにより、広聴広報委員会を置く。</p>			
評価結果	A 達成（概ねその目的を達成した）	今後の取組	1 条文の内容どおり今後も取り組んでいく
《評価の理由》			
<ul style="list-style-type: none"> ・広聴広報委員会は、広報部会と広聴部会で構成されており、その役割が果たされている。また、両部会間の連携や積極的な意見交換を重ねている。 			
《今後の課題・検討事項》			
<p>（この欄は空白です）</p>			

第11条（請願及び陳情）

<p>議会は、市民からの請願及び陳情を政策提言として受け止め、当該請願者及び陳情者が説明機会を求める場合は、その機会を設けることができる。</p>			
評価結果	A 達成（概ねその目的を達成した）	今後の取組	1 条文の内容どおり今後も取り組んでいく
《評価の理由》			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 常任委員会において、当該請願者が説明機会を求める場合には、その機会を設けている。 			
《今後の課題・検討事項》			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 請願者への質疑応答の必要性について。 			

第12条（専門的調査・公聴会等の活用）

<p>議会は、学識経験者等による専門的調査並びに本会議及び委員会における公聴会制度及び参考人制度による市民及び有識者の専門的、政策的見識等を議会における討議に反映させるよう努めるものとする。</p>			
評価結果	B 一部達成（一部その目的を達成した）	今後の取り組み	2 条文の内容の達成に向けて、今後の取組を検討する
《評価の理由》			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 常任委員会において、調査・研究テーマを取り巻く現状と課題などについて、専門家から説明を受ける機会を設けた。 ・ 令和6年11月臨時会において、総務委員会へ参考人を招致し意見を聴いた。 			
《今後の課題・検討事項》			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的調査、公聴会制度、参考人制度の有効活用に向け研究していく必要がある。 			

第4章 議会と市長等の関係

第13条（議会と市長等との緊張関係の構築）

<p>議会は、市長等と対等で緊張ある関係を構築し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言に取り組むものとする。</p>			
評価結果	B 一部達成（一部その目的を達成した）	今後の取組	2 条文の内容の達成に向けて、今後の取組を検討する
《評価の理由》			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会や委員会等において、市長等の事務執行について、監視及び評価を行い、委員間討議で集約した委員会意見を当局へ提出した。 ・ 各常任委員会において、調査・研究テーマに沿った「市民と議会の交流会」の開催、調査・研究及び委員間討議を重ね、政策立案及び政策提言につながるよう取り組んでいる。 			
《今後の課題・検討事項》			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 甲府市議会政策サイクルガイドラインにのっとり、議会政策サイクルの定着が図られるよう取り組んでいく必要がある。 			

第14条（質問内容等確認権）

<p>市長等は、議長又は委員長の許可を得て、論点及び争点を明確にするために、議員又は委員の質問に対して内容を確認することができる。</p> <p>2 市長等は、議員又は委員会から提出された議案（市長が提出した条例案に対する修正案を含む。）に係る争点を明らかにし、及び議論を深める必要があるときは、議長又は委員長の許可を得て、内容を確認し、意見を述べるすることができる。</p>			
評価結果	B 一部達成（一部その目的を達成した）	今後の取組	2 条文の内容の達成に向けて、今後の取組を検討する
《評価の理由》			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本会議において、市長等から質問内容等に関する確認の実績はない。なお、委員会では、質問内容の確認実績はあるが、委員長の許可を得ず確認する場面があった。 			
《今後の課題・検討事項》			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 適確な答弁を行うためにも、質問内容等確認権の行使は必要であることから、当局側に十分な周知を行っていく必要がある。 			

第15条（説明資料の提出）

<p>議会は、市長が提出した議案について、論点を明確にし、審議の充実を図るため、説明資料の提出を求めることができる。</p>			
評価結果	B 一部達成（一部その目的を達成した）	今後の取組	1 条文の内容どおり今後も取り組んでいく
《評価の理由》			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案審議の充実を図るため説明資料の提出を求めており、説明資料の充実が図られている。 			
《今後の課題・検討事項》			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案審議の一層の充実を図るため、引き続き説明資料の提出を求めていく必要がある。 			

第5章 議会政策サイクル

第16条（議会政策サイクル）

<p>議会は、市長が提出する議案の審議にあたっては総合計画の目標に照らし合わせて効果を検証し、必要に応じて市長等に意見するとともに、政策を立案した場合はこれを市長等に提言することとし、これらを循環して取り組むことにより、議会政策サイクルとして市政の執行に寄与する。</p> <p>2 議会は、第8条及び第9条の規定により聴取した市民の意見を、政策立案の起点と捉え、前項に規定する議会政策サイクルで検討するものとする。</p>			
評価結果	B 一部達成（一部その目的を達成した）	今後の取組	2 条文の内容の達成に向けて、今後の取組を検討する
《評価の理由》			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 決算審査特別委員会、予算特別委員会において、委員間討議で集約した委員会意見を当局へ提出した。令和6年度決算審査特別委員会での委員会意見に対しては、令和7年12月定例会の各常任委員会において、当局における検討状況の報告を求めた。 ・ 各常任委員会において、調査・研究テーマに沿った「市民と議会の交流会」の開催、調査・研究及び委員間討議を重ね、政策立案につながるよう取り組んでいる。 ・ 令和7年6月定例会において、環境水道委員会より、調査・研究テーマの成果としての提言書を環境部へ今後の業務の参考として提出した。 			
《今後の課題・検討事項》			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会の意見や提言した内容について、対応状況等を確実にフィードバックさせる中で、議会政策サイクルの定着を図っていく必要がある。 			

第6章 議会の機能強化

第17条（議長及び副議長の選出）

議長及び副議長の選出については、立候補制とし、公開の場でそれぞれ所信を表明する機会を設け、その選出の過程を市民に明らかにしなければならない。			
2 議長及び副議長は、立候補した者の中から議場において投票により選挙する。			
評価結果	A 達成（概ねその目的を達成した）	今後の取組	3 条文の改正を検討する
《評価の理由》			
・議長及び副議長の選出において、立候補制と所信表明が定着しており、候補者による公開の場での所信表明が行われ、議員は各候補者の理念や議会運営の方針を直接確認した上で投票により選挙する仕組みが運用されている。			
《今後の課題・検討事項》			
・立候補者が一人の場合は、無投票とする旨の条文を加えるか検討する必要がある。			

第18条（常任委員会及び特別委員会）

常任委員会及び特別委員会（以下「委員会等」という。）は、市政課題を的確に把握し、委員会等の専門性と特性を活かした調査及び審査を行わなければならない。			
2 委員会等の委員は、進んで委員間の討議に関わるものとする。			
3 決算を審査する委員会は、第16条の規定を踏まえ、翌年度予算編成に決算審査の結果を反映させるため、委員会の意見としてまとめるものとする。			
4 常任委員会は、所管事務調査及び政策研究を積極的に実施し、委員間の討議を経て、その結果を議会に報告するものとする。			
5 常任委員会を代表する議員は、本会議において議長の許可を得て所管事務に関する質問をすることができる。			
評価結果	A 達成（概ねその目的を達成した）	今後の取組	1 条文の内容どおり今後も取り組んでいく
《評価の理由》			
<ul style="list-style-type: none"> ・決算審査特別委員会、予算特別委員会において、委員間討議で集約した委員会意見を当局へ求めている。 ・各常任委員会において、毎年、調査・研究テーマを定め、調査・研究、行政視察、市民と議会の交流会の開催、委員間討議を重ね、6月定例会にて報告を行っている。 ・令和7年6月定例会において、環境水道委員会が委員会代表質問を行った。 			
《今後の課題・検討事項》			

第19条（議会局）

<p>議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第2項の規定により、議会に事務局として議会局を置く。なお、議会局に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>2 議会局は、議長の管理に属し、甲府市議会に関する事務を処理する。</p> <p>3 議会は、政策立案機能及び政策提言機能を高めるため、議会局の機能強化及び組織体制の充実に努めるものとする。</p> <p>4 議会局は、議会の円滑かつ効率的な運営及び活動の充実に図るパートナーとして、議会に対し提案を行うことができる。</p>			
評価結果	A 達成（概ねその目的を達成した）	今後の取組	1 条文の内容どおり 今後とも取り組んでいく
《評価の理由》			
<ul style="list-style-type: none"> 各課において、適時・適切に業務を遂行している。 議会局より、令和6年1月に「会議録作成方法の見直し」として、速記反訳を録音反訳への切り替えについて提案があった。 			
《今後の課題・検討事項》			
<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、議会局の更なる機能強化及び組織体制の充実に努めていく必要がある。 			

第20条（議会図書室）

<p>議会は、地方自治法第100条第19項の規定により、議事堂内に議会図書室を設置する。なお、議会図書室に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>2 議会は、議会図書室について、必要な資料等の収集保管のみならず、市民等の誰もが利用できるものとして、文献等の充実に努めるものとする。</p>			
評価結果	A 達成（概ねその目的を達成した）	今後の取組	1 条文の内容どおり 今後とも取り組んでいく
《評価の理由》			
<ul style="list-style-type: none"> 議会図書室規則において必要な事項を定めている。 議会ホームページに蔵書一覧を掲載するほか、「議会図書室だより」を発行し、新規図書購入の案内や購入図書の要望を伺う機会とするなど、情報の提供に努めている。 市民等の利用も認めており、数名の利用実績がある。 			
《今後の課題・検討事項》			

第7章 持続可能な議会運営

第21条（災害時の機能維持）

議会は、災害時においても、別に定めるところにより、議会機能を的確に維持しなければならない。			
評価結果	B 一部達成（一部その目的を達成した）	今後の取組	2 条文の内容の達成に向けて、今後の取組を検討する
《評価の理由》			
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における議会機能維持のため、「大規模災害発生時の対応要領」、「甲府市議会業務継続計画（甲府市議会BCP）」を策定している。 ・災害等の発生により参集が困難な場合においても、委員会が開催できるよう、令和7年6月に「オンライン委員会開会の手引き」を策定した。 ・市の防災訓練に合わせた安否確認メールへの応答訓練が実施されている。 			
《今後の課題・検討事項》			
<ul style="list-style-type: none"> ・他市の災害発生時の対応などを参考に、適切な対応を図っていくための検証が必要である。 			

第22条（たゆまない議会改革）

議会は、常に市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案して、この条例の目的を達成するため、議会運営に係る検証及び改善に努めなければならない。			
2 前項の規定による検証は、年1回、議会運営委員会において行わなければならない。ただし、議会運営上、検討が必要な事案が生じた場合は、随時、検証するものとする。			
3 議会は、前項の検証の結果、改善の必要があると認められる場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。			
4 この条例の制定及び改定により生じる変更については、議会運営委員会がその責任において議会内に適応させるものとする。			
評価結果	B 一部達成（一部その目的を達成した）	今後の取組	2 条文の内容の達成に向けて、今後の取組を検討する
《評価の理由》			
<ul style="list-style-type: none"> ・決算審査特別委員会、予算特別委員会の分科会制導入など、条例の目的達成のため、議会運営の改善について、積極的な協議が進められている。 ・年1回の検証は、行われなかった。 			
《今後の課題・検討事項》			
<ul style="list-style-type: none"> ・検証方法について検討する必要がある。 			